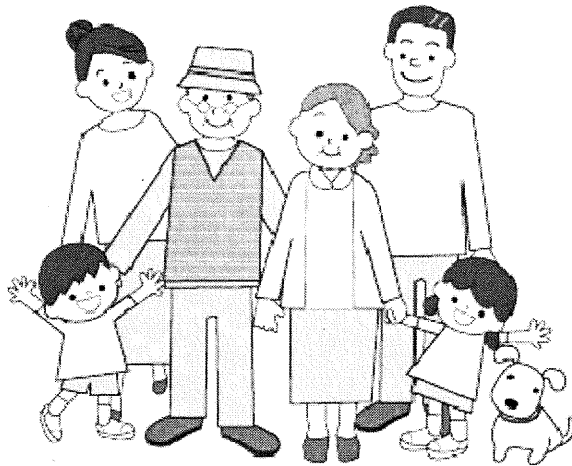


障がい福祉のしおり



大磯町町民福祉部福祉課

(横溝千鶴子記念障害福祉センター内)

問い合わせ

〒259-0111 大磯町国府本郷1196

電話 0463-73-4530 (直通)

FAX 0463-73-1285

も く じ

障がい福祉窓口のお知らせ	1 ページ
1. 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付	
(1) 身体障害者手帳	2 ページ
(2) 療育手帳	3 ページ
(3) 精神障害者保健福祉手帳	4・5 ページ
2. 障害者総合支援法	
(1) 介護給付・訓練等給付・障害児通所給付	6 ページ
(2) 自立支援医療	7 ページ
(3) 補装具の交付・修理	7 ページ
(4) 地域生活支援事業	8・9 ページ
3. 医療と療育	
(1) 障害者医療費助成制度	10 ページ
(2) 自立支援医療（精神通院医療）	11・12 ページ
(3) 自立支援医療（更生医療）	12 ページ
(4) 自立支援医療（育成医療）	13 ページ
4. 年金・手当	
(1) 国民年金（障害基礎年金）	14 ページ
(2) 厚生年金（障害厚生年金）	14 ページ
(3) 神奈川県在宅重度障害者等手当	15 ページ
(4) 特別障害者手当	15・16 ページ
(5) 障害児福祉手当	16 ページ
(6) 特別児童扶養手当	16・17 ページ
(7) 障害者扶養共済制度	17 ページ
5. 日常生活の援助・社会参加	
(1) 車いす貸出	18 ページ
(2) 在宅重度障害者住宅設備改良費補助事業	18 ページ
(3) 身体障害者福祉車両購入費助成事業	18 ページ
(4) 在宅投票制度	19 ページ
(5) 日常生活自立支援事業	19 ページ

6. 公共料金の割引	
(1) タクシー利用基本料金助成	20 ページ
(2) バス運賃の割引	20 ページ
(3) JR運賃等の割引	21 ページ
(4) 有料道路通行料金の割引	21・22 ページ
(5) NHK放送受信料の免除	23 ページ
(6) 国内航空運賃の割引	23 ページ
(7) 水道料金減免	23 ページ
(8) タクシー運賃の割引	24 ページ
(9) その他公共機関	24 ページ
7. 施設等	
(1) 地域活動支援センターについて	25 ページ
(2) 心身障害者施設通所交通費助成	25 ページ
8. 税金の控除	
(1) 所得税、住民税の障害者控除	26 ページ
(2) 相続税の障害者控除	26 ページ
(3) 個人事業税の非課税・減免	26 ページ
(4) 自動車税及び自動車取得税の減免	27・28・29 ページ
9. その他の援護	
(1) 神奈川県障害者スポーツ大会	29 ページ
(2) 神奈川県福祉バス「ともしび号」運行	29 ページ
(3) 大磯町社会福祉協議会が行っているサービス等	29 ページ
身体障害者障害程度等級表	30・31 ページ
公共施設案内	
平塚保健福祉事務所・県合同庁舎	32 ページ
大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター	33 ページ
関係機関等連絡先	34 ページ
地域生活支援事業実施事業所一覧	35 ページ
大磯町内の障がい者団体	36 ページ

障がい福祉窓口のお知らせ

町の主な障がい福祉業務は、横溝千鶴子記念障害福祉センター「すばる」(※33 ページの案内図参照)で行っております。

●障害福祉センターの概要

○開館時間 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時15分(貸館は午前9時～午後5時)

○休館日 日曜日、祝日、年末年始

○おもな事業

1. 総合相談窓口 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (以下、障害者総合支援法) に規定される相談支援事業)

障がいをお持ちの方の自立した地域生活を支援するため、保健・医療・福祉サービスや障害者総合支援法の制度等の情報を提供し、必要に応じて関係機関との調整を行います。

2. 行政窓口

障がい関係の行政業務全般を取り扱います。

(おもな業務)

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の申請・交付に関する事
- ・障害者総合支援法の制度に関する事

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業の申請受付、受給者証交付等
補装具の交付・修理に関する事

自立支援医療の申請受付、受給者証交付等

在宅障害者タクシー利用助成券・バス運賃割引証

NHK受信料免除申請書の発行・有料道路通行割引の申請

- ・住宅改修の補助に関する事

3. 喫茶、売店

- ・飲み物や軽食を提供します。(※運営は障がい者関係団体が行います。)

※上記のほか、ダイルームや会議室等もご利用いただけます。

(団体等での使用する場合、事前の登録が必要です)

次の業務は保健センター福祉課窓口でもお取り扱いいたします。

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請
 - 自立支援医療(精神通院)の申請
 - 特別児童扶養手当の申請受付(※担当窓口は子育て支援課)
 - 在宅障害者タクシー利用助成券・バス運賃割引証・NHK受信料免除申請書の発行
 - 有料道路通行割引の申請
 - 心身障害者施設通所交通費助成申請書の受付
- ほか

1. 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付

(1) 身体障害者手帳

窓口：障害福祉センター

身体に障がいのある方が、さまざまな援護制度を利用するために必要な手帳です。

○対象者：身体に障がいがある方

【新規申請の場合】

○申請に必要なもの

- 指定医師の診断書（※指定様式によるもの）
- 写真（縦4cm×横3cm ポラロイド不可 無帽 1年以内に撮影したもの 1枚）
- 印鑑
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）

【再交付申請の場合】

○申請に必要なもの

- 等級変更、障害名追加、再認定の場合は・・・診断書が必要
紛失、破損の場合は・・・診断書が不要
- 写真（縦4cm×横3cm ポラロイド不可 無帽 1年以内に撮影したもの 1枚）
- 印鑑
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）

【返還申請の場合】

○申請に必要なもの

- 印鑑
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）
- 身体障害者手帳

	写真	印鑑	診断書	身体障害者手帳	個人番号（マイナンバー）が確認できる書類
新規申請	○	○	○		○
等級変更申請	○	○	○	○	○
障害名追加申請	○	○	○	○	○
再認定申請	○	○	○	○	○
破損・紛失申請	○	○		(○)	○
住所・氏名変更申請		○		○	○
転入申請		○		○	○
返還申請		○		○	○

() 内は紛失申請の場合は必要ありません。

※現在、身体障害者手帳をお持ちの方で、次のような場合には手続きをしてください

- ・住所を変更した時（町内転居も含む）
- ・氏名が変わった時
- ・手帳を無くしたり、破損した時
- ・「再認定日」の表示がある場合
- ・手帳が不要となった時（死亡も含む）

(2) 療育手帳

窓口：障害福祉センター

知的障がいのある方が、さまざまな援護制度を利用するために必要な手帳です。

○対象者：児童相談所または更生相談所で知的障がいと判定された方

【新規申請の場合】

○申請に必要なもの

- 写真（縦4cm×横3cm ポラロイド不可 無帽 1年以内に撮影したもの 1枚）
- 印鑑

【再判定申請の場合】

○申請に必要なもの

- 写真（縦4cm×横3cm ポラロイド不可 無帽 1年以内に撮影したもの 1枚）
- 印鑑
- 療育手帳

【返還申請の場合】

○申請に必要なもの

- 印鑑
- 療育手帳

	写真	印鑑	療育手帳
新規申請	○	○	
再判定申請	○	○	○
破損・紛失申請	○	○	(○)
住所・氏名変更申請		○	○
転入申請		○	○
返還申請		○	○

() 内は紛失申請の場合は必要ありません。

※現在療育手帳をお持ちの方で、次のような場合には手続きをしてください

- ・住所を変更した時（町内転居も含む）
- ・氏名が変わった時
- ・手帳を無くしたり、破損した時
- ・「次回判定日」の表示がある場合
- ・手帳が不要となった時（死亡も含む）

(3) 精神障害者保健福祉手帳

窓口：障害福祉センター

一定の精神状態にあると認定された方に手帳を交付し、様々なサービスを提供することにより自立と社会復帰、社会参加の支援を行います。

- 対象者：精神障がいのため日常生活又は社会生活上に制限があると認められた方。ただし精神障がいを支給事由とする年金を受給中か、精神障がいと診断された日から6ヶ月以上経過していることが必要です。

【新規申請の場合】

○申請に必要なもの

- 医師の診断書（※指定様式で初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの）
- 写真（縦4cm×横3cm ポラロイド不可 無帽 1年以内に撮影したもの 1枚）
- 印鑑
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）

【更新申請の場合】

○申請に必要なもの

- 医師の診断書
- 写真（縦4cm×横3cm ポラロイド不可 無帽 1年以内に撮影したもの 1枚）
- 印鑑
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）
- 精神障害者保健福祉手帳

【返還申請の場合】

○申請に必要なもの

- 印鑑
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）
- 精神障害者保健福祉手帳

○診断書で手続きをする場合

	写真	印鑑	診断書	精神障害者 保健福祉手帳	個人番号（マイナンバー） が確認できる書類
新規申請	○	○	○		○
更新申請	○	○	○	○	○
等級変更申請	○	○	○	○	○
破損・紛失申請	○	○		(○)	○
住所・氏名変更申請		○		○	○
転入申請		○		○	○
返還申請		○		○	○

() 内は紛失申請の場合は必要ありません。

※障害基礎年金を受給されている場合、診断書の代わりに次の書類で申請することができます。

【新規申請の場合】

○申請に必要なもの

- 障害者基礎年金証書又は直近の年金振込通知書
- 写真（縦4cm×横3cm ポラロイド不可 無帽 1年以内に撮影したもの 1枚）
- 印鑑
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）

【更新申請の場合】

○申請に必要なもの

- 医師の診断書
- 写真（縦4cm×横3cm ポラロイド不可 無帽 1年以内に撮影したもの 1枚）
- 印鑑
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）
- 精神障害者保健福祉手帳

【返還申請の場合】

○申請に必要なもの

- 印鑑
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）
- 精神障害者保健福祉手帳

○障害者基礎年金証書又は直近の年金振込通知書で手続きをする場合

	写真	印鑑	障害基礎年金 証書又は直近 の年金振込通 知書	精神障害者 保健福祉手帳	個人番号（マイナンバ ー）が確認できる書類
新規申請	○	○	○		○
更新申請	○	○	○	○	○
等級変更申請	○	○	(注)	○	○
破損・紛失申請	○	○		(○)	○
住所・氏名変更申請		○		○	○
転入申請		○		○	○
返還申請		○		○	○

※（ ）内は紛失申請の場合は必要ありません。

（注）等級変更申請をされる場合は、診断書が必要になります。

※現在、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、次のような場合には手続きをしてください

- ・住所を変更した時（町内転居も含む）
- ・氏名が変わった時
- ・手帳を無くしたり、破損した時
- ・「有効期限」が近づいてる時
- ・手帳が不要となった時（死亡も含む）

2. 障害者総合支援法

平成25年4月から施行された障害者総合支援法は、障がい者（身体・知的・精神）の種別や難病患者等を対象とした共通のルールとなるもので、今までの支援費制度、公費負担医療制度などが改正され、新たな保健福祉制度としてスタートしています。

○対象者：身体障害者手帳や療育手帳や精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、又は総合療育相談センターや児童相談所、精神保健福祉センターで障がいがあるとされた方、難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）で、サービスの利用が必要と認められた方。

※介護保険の対象となるサービスについては、介護保険が優先となります。

(1) 介護給付・訓練等給付・障害児通所給付・・・窓口：障害福祉センター

ア. 介護給付

・居宅介護・同行援護・行動援護・短期入所・重度訪問介護・療護介護・生活介護・重度障害者等包括支援・施設入所支援

イ. 訓練等給付

・共同生活援助・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援・自立生活援助

ウ. 障害児通所給付

・児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援

○申請に必要なもの

●申請用紙

●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

●個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）

◎利用負担

利用者負担は、原則サービス費用の1割ですが、所得に応じて利用者負担額が変わります。

○支給決定について（介護給付・訓練等給付の場合）

申請受付後、ご本人の障がい等の状況等を確認後、障害支援区分等認定審査会により障害支援区分の認定（介護給付のみ）を行い、実際に利用できるサービスの内容や支給量などを決定し、障害福祉サービス受給者証を発行します。

○施設との契約

サービスを利用する際には、町より交付を受けた受給者証によりご利用される施設、事業者との契約が必要となります。

○サービス等利用計画

障害福祉サービスの支給決定を受ける場合については、相談支援事業所（特定・障がい児）にサービス等利用計画の作成が必要となります。

(2) 自立支援医療（申請方法等は、11・12・13ページを参照してください。）

精神通院医療、更生医療、育成医療の支給認定の手続き・利用者負担を共通化するとともに指定医療機関制度が導入されます。

(3) 補装具の交付・修理・・・窓口：障害福祉センター

身体障がい児者の失われた部位、障がいのある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具（補装具）の交付及び修理を行います。

※補装具の種類：義手・義足・下肢装具・義眼・眼鏡・車椅子・補聴器など。

※介護保険の対象となるサービスについては、介護保険が優先となります。

【新規申請の場合】

○申請に必要なもの

●印鑑

●身体障害者手帳

●世帯全員の（非）課税証明書（転入の方のみ）

●医学的判定（意見）書又は補装具交付（修理）意見書

●補装具の見積書

●補装具費購入・修理支給申請書

●個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）

※必ず購入前に障害福祉センターにご相談ください。

◎利用者負担

利用者負担は、原則1割（本人又は世帯員の所得割が46万円以上は全額自己負担）ですが、所得に応じて利用者負担額が変わります。

(4) 地域生活支援事業・・・窓口：障害福祉センター

県・市町村が主体となって地域の特性を生かした事業を展開します。
当町では以下の事業を実施します。

ア. 相談支援事業

・ 障害者相談支援事業

障がいをお持ちの方の各種相談に対し、電話相談、面接相談及び訪問相談等により随時に迅速かつ総合的に応じ、関係機関との調整を行い、サービスについての普及啓発を行う。
町内社会福祉法人に委託します。

・ 地域自立支援協議会

障がい者団体の代表、自立支援法のサービス事業者の代表及び行政機関の代表等がメンバーになり相談支援のネットワークの構築を行います。

・ 療育相談

障がいのある乳幼児又は障がいを招来する恐れのある乳幼児を早期に適切な指導をし、その障がいの軽減を図るため、臨床発達心理士等により個別相談やグループ観察を行います。

・ 心の健康相談

精神障がい者やその家族等に対し生活における悩みの相談、制度の問い合わせ等の相談支援を行います。

相談日：毎週水曜日、第1・3土曜日

場 所：障害福祉センター

時 間：午後1時30分～3時

※相談員が1名のためあらかじめ電話でご予約されることをお勧めします。

イ. 意思疎通支援事業

聴覚障がいをお持ちの方等が病院へかかる時、子どもが学校に入学するときなど、日常生活上の不便を解消するために、手話通訳者等の無料派遣をおこないます。

○申請に必要なもの

- 手話通訳者等無料派遣申請書
- 印鑑
- 派遣先に関する資料等

ウ. 日常生活用具費支給事業

在宅重度障がいの方の日常生活を容易にするため、必要に応じ日常生活用具の給付を行います。

※日常生活用具の種類：特殊寝台・特殊便器・入浴補助用具・ストマ用装具(蓄便・蓄尿袋)等

※介護保険の対象となるサービスについては、介護保険が優先となります。

【新規申請の場合】

○申請に必要なもの

- 印鑑
- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- 世帯全員の(非)課税証明書(転入の方のみ)

- 用具の見積書
 - 日常生活用具費購入・修理支給申請書
 - 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）
- ※必ず購入前に障害福祉センターにご相談ください。

◎利用者負担

利用者負担は、原則1割ですが、所得に応じて利用者負担額が変わります。
 ご本人または配偶者（本人が18歳未満の方は、保護者の属する世帯の最多収入者）の市区町村の所得割の額が46万円以上の方がいる場合は、支給の対象外となります。

エ. 移動支援事業

社会福祉法人等（30ページ参照）により、外出時の円滑な移動を支援します。

※介護給付の行動援護に該当しないケースが対象となります。

○申請に必要なもの

- 地域生活支援事業支給申請書
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）

◎利用者負担

利用者負担は、原則1割ですが、所得に応じて利用者負担額が変わります。

オ. 地域活動支援センター事業

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な場を設けます。

カ. 訪問入浴サービス事業

社会福祉法人等に委託し、家庭において入浴することが困難な重度障がい者の方に対して、入浴サービスを行います。

○申請に必要なもの

- 地域生活支援事業支給申請書
- 入浴証明書（健康診断書）
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）

◎利用者負担

利用者負担は、原則1割ですが、所得に応じて利用者負担額が変わります。

キ. 日中一時支援事業

障がいをお持ちの方に対し、日中における活動の場を確保することで、介護を行う家族の一時的な休息を確保します。

・障害児者日中一時支援事業

社会福祉法人等（30・31ページ参照）により、障がい児者を日中一時的に預かります。

○申請に必要なもの

- 地域生活支援事業支給申請書
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）

◎利用者負担

利用者負担は、原則1割ですが、所得に応じて利用者負担額が変わります。

※障害者総合支援法の詳細については、別に作成しているパンフレットをご参照ください。

3. 医療と療育

(1) 障害者医療費助成制度・・・窓口：障害福祉センター

病院等で診察を受けた場合に、保険診療の医療費自己負担分について助成します。
但し、一般保険適用外（介護保険等）の医療費は対象外です。

- 対象者：身体障害者手帳1級～3級いずれかの所持者
療育手帳A1・A2・B1いずれかの所持者
または知的障がい者と認定された方のうち知能指数50以下の方
精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）1級・2級いずれかの所持者

*上記の対象者であっても、次の要件に該当する方は制度対象外となります。

- ・65歳以上になってから新たに障害者の認定を受けた方
- ・新たに身体障害者手帳4級を取得された方
- ・本人の所得が下記の表を超える方

扶養親族の数	本人の所得額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円

*以下、扶養親族が1人増すごとに38万円加算

○助成方法：対象者には、「大磯町医療費助成証（以下医療証という。）」が交付されます。

医療機関の会計窓口健康保険証と一緒に医療証をご提出いただきますと、助成対象となる自己負担額を支払う必要がなくなります。

ただし、一部取り扱っていない医療機関（県外医療機関等）もあります。これらの医療機関で医療費をお支払いされた場合には後記の手続きにより後日助成されます。

○医療費を支払った時の助成申請・・・窓口：障害福祉センター

○申請に必要なもの

- 医療機関の領収書原本（1年以内のものが有効です）
- 印鑑
- 身体障害者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- 健康保険証
- 振込先がわかるもの
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）

(2) 自立支援医療（精神通院医療）・・・窓口：障害福祉センター

精神科の治療は長期にわたることが多く、医療費は大きな負担となります。精神科医療にかかる費用のうち、外来診療にかかるものが県より公費で負担されます。

○対象者：精神疾患を理由として、通院による精神医療を継続的に必要とされる方が対象となります。

【新規申請の場合】

○申請に必要なもの

- 診断書（※指定様式によるもの。）
- 保険証のコピー
- 印鑑
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）

【更新申請の場合】

○申請に必要なもの

- 診断書（※指定様式によるもの。）2年に1度必要になります。
- 保険証のコピー
- 印鑑
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）
- 自立支援受給者証

【変更申請の場合】

○申請に必要なもの

- 印鑑
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）
- 自立支援受給者証

	印鑑	保険証	診断書	自立支援受給者証	個人番号（マイナンバー）が確認できる書類
新規申請	○	○	○		○
更新申請	○	○	【○】	○	○
再認定申請	○	○	○	○	○
破損・紛失申請	○			(○)	○
医療機関変更申請	○			○	○
保険証変更申請	○	○		○	○
住所・氏名変更申請	○			○	○
転入申請	○	○		○	○

※他市町村から転入された方は、事前に障害福祉センターまでご連絡ください。

※（ ）内は紛失申請の場合は必要ありません。

※【 】内は2年に1度必要になります。

※現在、自立支援受給者証をお持ちの方で、次の場合は手続きをしてください。

- ・「有効期間」が近づいてるとき
- ・氏名を変えたとき
- ・他の市町村から転入してきたとき
- ・町内で住所を変更したとき

- ・保険証又は医療機関を変えたとき
 - ・自立支援受給者証をなくしたり、破損したとき
- ※1年ごとの更新が必要です。継続申請は、有効期間の終了する日のおおむね3ヶ月前からできます。途中で通院先を変更する場合には変更届の提出が必要です。
- ※精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者が自立支援医療を受けた場合に生じる1割の自己負担分については、(1)障害者医療費助成制度により全額助成されます。この場合は、(1)の「医療費を支払った時の助成申請」の方法により手続きを行ってください。
- なお、精神科への通院及びそれに伴う調剤については、必ず自立支援医療制度を先に利用してください。
- ※自立支援医療（精神通院医療）、精神障がい者が利用できるその他の制度の詳細については、別に作成している精神障がい者のしおりをご参照ください。

(3) 自立支援医療（更生医療）・・・窓口：障害福祉センター

生活上の便宜を増すために障がいを軽くしたり、機能を回復することができるように医療（手術等）を受けることができます。

○対象者：18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方

【新規申請の場合】

○申請に必要なもの

- 印鑑
- 身体障害者手帳
- 自立支援医療（更生医療）支給申請書
- 「重度かつ継続」に関する意見書
- 保険証の写し
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）

※継続して支給認定を受ける場合、1年ごとの更新が必要です。

※初めて支給認定を受ける場合は、必ず事前に障害福祉センターにご相談ください。

	印鑑	保険証	身体障害者手帳	受給者証	個人番号（マイナンバー）が確認できる書類
新規申請	○	○	○		○
更新申請	○	○	○	○	○
破損・紛失申請	○	○	○	(○)	○
医療機関変更申請	○	○	○	○	○
保険証変更申請	○	○	○	○	○
住所・氏名変更申請	○	○	○	○	○
転入変更申請	○	○	○	○	○

※（ ）内は紛失申請の場合は必要ありません。

- ・現在、更生医療受給者証をお持ちの方で、次の場合は手続きしてください
- ・「有効期間」が近づいてるとき
- ・氏名を変えたとき
- ・他の市町村から転入してきたとき
- ・町内で住所を変更したとき
- ・保険証または医療機関を変えたとき
- ・更生医療受給者証をなくしたり、破損したとき

(4) 自立支援医療（育成医療）・・・窓口：障害福祉センター

身体に障がいのある児童の福祉の向上を図るため、その費用の全額または一部を負担することによって、早期治療による障がいの除去ないし軽減を図り、生活能力を得ることを目的としています。

○対象者：18歳未満の児童で、確実な治療効果が期待できる方

○申請に必要なもの

●印鑑

●育成医療に係る自立支援医療費支給認定申請書

●自立支援医療（育成医療）支給申請書

●自立支援医療（育成医療）に関する世帯状況届及び同意書

●世帯調書

●被保険者と受診者本人の保険証のコピー

●個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）

※初めて支給認定を受ける場合は、必ず事前に障害福祉センターにご相談ください

4. 年金・手当

(1) 国民年金（障害基礎年金）・・・窓口：町民課保険年金係

○対象者：障がいにより長期の安静を必要として、就労が困難な者に対して支給されます。

○支給要件

①障がいの原因となった病気について、初診日において、国民年金の被保険者であるとき、または、国民年金の被保険者であった方が日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であるとき。

②障がいの程度が障害認定日(注1)において別表に定める障害程度であること。

③保険料納付期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の2/3以上あること。

別表

等級	障害程度
1	長期にわたる安静を必要とする病状であり、日常生活が自分だけでは全くできない場合。
2	長期にわたる安静を必要とする病状であり、日常生活に著しい不自由を来たす場合。

(注1) 障がいの原因となった疾病から1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月以内に症状が固定した場合はその日をいいます。

○年金額：障害基礎年金年間支給額（平成31年度）

1級 975, 125円

2級 780, 100円

(2) 厚生年金（障害厚生年金）・・・窓口：平塚社会保険事務所（TEL 22-1515）

厚生年金加入者は、障害基礎年金に加えて給付されます。

○支給要件

厚生年金の被保険者である間に初診日のある傷病により、障害認定日に障がいの状態となったときに支給されます。

○支給金額

月額報酬に応じた支給ですので、詳細は社会保険事務所にご相談ください。

(3) 神奈川県在宅重度障害者等手当・申請窓口：障害福祉センター

問い合わせ：神奈川県障害福祉課(Tel 045-210-1111)

毎年8月1日現在、県内に6ヵ月以上住所を有している在宅の重度障がい児者等に支給されま
す。

※施設等（老人ホームを含む）に入所されている方には支給されません。

※65歳以上で初めて障害者手帳を取得された方などは対象外となります。

○対象者

1. 次のうち複数の障がいに該当する場合

- ① 身体障害者手帳1級又は2級を交付された方
- ② 療育手帳A1又はA2を交付された方、又は知能指数35以下と判定された方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付された方

2. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による障害児福祉手当又は特別障害者
手当の支給をされた方（1に該当するものを除く。）

※上記の対象者のうち、毎年の所得が基準以下である場合支給対象となります。（所得
基準は、20歳未満は障害児福祉手当、20歳以上は特別障害者手当と同じ）

○支給額

- 年額60,000円（神奈川県より年額を1月に支給します）

【新規申請の場合】

○申請に必要なもの

- 印鑑
- 身体障害者手帳又は療育手帳又は精神保健福祉手帳
- 預金通帳（なるべく本人名義のもの、郵便局は除く）
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）

○申請期間

- 原則として、8月1日～9月10日まで

※手当受給後、申請内容（等級変更・住所変更・死亡・振込先変更等）に変更が生じたときは
速やかに障害福祉センターで手続きをしてください。

(4) 特別障害者手当・・・窓口：障害福祉センター又は平塚保健福祉事務所

(Tel0463-32-0130)

日常生活において、常時特別の介護が必要であると認められる在宅重度障がい者に支給されま
す。

○対象者：政令（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令）で定めた障がいの基準を2
つ以上お持ちか同等以上の障がいをお持ちの方でかつ、次の条件を満たす方

- ・20歳以上で施設に入所していない方
- ・病院、診療所等に長期間（おおむね3ヵ月以上）入院していない方
- ・本人及び扶養義務者の所得が基準以下の方

※所得が一定の額を超える場合は、支給停止となります。

○支給額

- 月額 27,200円（平成31年度）